## 第 3 部

## 平 成 26 年 度 の 施 策

## 第3部 平成26年度の施策

第1章 地球環境保全を目指す社会の実現
第1節 地球温暖化対策の推進

1 温室効果ガスの排出抑制
（1）長崎県地球温暖化対策実行計画の推進 〔未来環境推進課〕
平成25年4月に策定した，「長崎県地球温暖化対策実行計画」に基づ き，「長崎県環境基本計画」に掲げる，めざすべき環境像「海•山•人未来につながる環境にやさしい長崎県」の実現に向け，あらゆる分野か ら地球温暖化防止策を推進していきます。
（2）長崎県ごみ処理広域化計画の推進〔廃棄物対策課〕
長崎県ごみ処理広域化計画に基づき，サーマルリサイクル，マテリア ルリサイクルの施設整備を推進します。
（3）再生可能エネルギーに対する取組み〔グリーンニューディール推進室〕
（1）長崎県再生可能エネルギー導入促進ビジョンを着実に推進します。
（2）九州地域戦略会議再生可能エネルギーの産業化に向けた検討委員会の下 に「浮体式洋上風力」「地熱」「水素」のワーキンググループを設置し， アクションプランの策定を検討します。
③）一般社団法人「おひさまNetながさき」が市民ファンドを創設し長崎市立高城台小学校屋上に太陽光発電設備を設置して実施する発電事業に ついて，緊急雇用創出事業臨時特例基金事業を活用し事業実施に必要な人件費等に対し支援を行います。
（4）小浜温泉における未利用温泉水の有効活用を通じて，雇用創出•産業振興及び地域活性化が両立するモデルを創出するため，一般社団法人小浜温泉エネルギーが取り組む下記の事業実施に必要な人件費等について企業支援型緊急雇用対応事業を活用し支援します。

- 温泉熱利用視察ツアーの誘客及び受入体制の構築
- 温泉熱を活用した新たな事業の誘致•創出
- 再生可能エネルギー発電事業の資金調達方法の検討
（4）木質バイオマスエネルギーの利用〔林政課〕
燃油価格が高止まっている中，施設園芸農家の経営安定と地球温暖化防止に寄与するため，25年度の実証研究結果を踏まえ，施設園芸用低コ スト木質チップボイラーを実際の農家に設置し，現地実証試験を行いま

す。
（5）温暖化対策「見える化」推進事業 〔未来環境推進課〕
九州エコライフポイント制度の運用を拡大するとともに，一般家庭へ の「省エネナビ」の無料貸出や，事業所へのデマンド監視装置モニター事業による効果の公表などにより，省エネ効果の「見える化」を図り，省エネ改修等を促進します。
（6）エコスクールの推進 〔教育環境整備課〕
県立学校校舎について，太陽光発電•省エネ型空調設備の設置や屋上緑化，壁面緑化等の環境に配慮したエコスクールを推進します。また，太陽光発電設備の設置については，民間資金を活用した「屋根貸し」事業にも取り組み，県立学校を活用した再生可能エネルギー普及促進を図 ります。
※「屋根貸し」事業
県有施設の屋上を民間事業者に貸付けて売電事業を行うこと。
（7）未来環境条例に基づく地球温暖化対策 〔未来環境推進課〕
ア 一定規模以上の駐車場＊設置者等に対して，利用者に駐車時のアイド リングストップの実施を呼びかけることを徹底します。
※駐車面積500m²以上又は駐車台数40台以上で，道路法，駐車場法，自動車ターミナル法に規定するもの及び大規模小売店舗，公共団体等の駐車場
イ 一定量以上の温室効果ガスを排出する事業者※に対して，温室効果ガ ス排出削減計画書，報告書の作成及び提出を求め，その結果を公表しま す。
※県内事業所（フランチャイズ含む）の原油換算エネルギー使用量 の合算量が $1,500 \mathrm{~kL} /$ 年以上の事業者
（8）フロン対策の推進 〔未来環境推進課〕
平成14年度から冷凍空調機器・カーエアコンからのフロンの回収破壊 については，フロン回収•破壊法による回収ルートに移行しましたが， カーエアコンについては平成17年1月に自動車リサイクル法による回収ルートに変更となりました。

なお，平成27年4月からは，名称が「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に改正•施行され，製造•管理から充填•回収•処理までのライフサイクル全体を見据えた包括的な対策へと転換さ れます。
（9）「平成26年度環境物品等調達方針」及び「第三次県庁エコオフィスプラ ン」の取組 〔末来環境推進課〕

「平成26年度環境物品等調達方針」を策定するとともに，「第三次県庁エコオフィスプラン」に基づく取組を推進し，県の事務事業に伴って発生する二酸化炭素や廃棄物の発生量の抑制と再資源化をめざします。
（1 O）地球温暖化防止の啓発 〔未来環境推進課〕
ア 地球温暖化防止対策等普及啓発事業を推進するために，「長崎県地球温暖化防止活動推進センター」と協働し，学習会などの普及啓発活動を行います。
个 地域における普及啓発を推進するため，約90人の長崎県地球温暖化防止活動推進員を委嘱し，地球温暖化防止のために，自ら省資源や省エネ ルギーを実践し，地域の方に情報を提供したり，研修会の開催などの活動をしていただきます。
ウ 減少傾向の見えない民生（家庭）部門の二酸化炭素排出量を削減する ため，テレビスポットや新聞広告等による普及啓発事業を展開します。
（11）イベントによる普及啓発 〔未来環境推進課〕
関係機関と連携し，環境月間の6月に長崎市浜の町アーケードで街頭 キャンペーンを開催するなどイベントを通して地球温暖化防止対策の普及啓発を行います。
（12）ノーマイカーデー運動の実施 〔未来環境推進課〕
ながさき環境県民会議と合同で，毎月第2水曜日を県下一斉ノーマイ カーデーとして，また，国体•障がい者スポーツ大会期間中及び12月 11日～17日を県下一斉ノーマイカー \＆エコドライブウィーク実施期間 と定め運動を実施します。
（13）マイカー自粛，公共交通機関の利用促進 〔新幹線•総合交通対策課〕長崎都市圏において，ゴールデン・ウィークの交通混雑緩和のため， ラジオによる広報等により，マイカー自粛，公共交通機関の利用促進の啓発に取り組みます。
（14）JR長崎本線連続立体交差事業 〔都市計画課〕
鉄道の高架化により複数の踏切が一挙に除却されるため，道路交通の円滑化が図られ，一旦停止や待ち時間のアイドリングが無くなることで，二酸化炭素の発生量が削減します。

解消する踏切の数：4箇所（長崎市松山町～尾上町）
（15）各種団体への支援•連携の強化 〔未来環境推進課〕
ながさき環境県民会議や長崎県地球温暖化防止活動推進員の活動を支援するとともに，地球温暖化対策ネットワーク会議や市町が設置して いる地球温暖化対策協議会を活用し，活動の連携を図ります。
（16）EV（電気自動車）導入による $\mathrm{CO}_{2}$ 削減

> 〔グリーンニューディール推進室〕

電気自動車（EV），プラグインハイブリッド自動車（PHV）の普及 のため，県内でEV•PHV用充電設備の導入を行う市町や民間企業等に対する補助を実施します。
（17）自然エネルギーを利用した低コスト養殖技術の開発 〔漁政課〕
国の委託研究事業を活用し，より一層の運転コスト削減を図るため熱効率の向上や循環動力の削減に取り組み，地中熱を利用した飼育水循環型陸上養殖システムの高度化•実用化を図ります。
（18）低炭素社会対応型陶磁器素材の開発 〔産業技術課〕
低炭素社会に対応した陶磁器素材を開発し，これらの素材を用いて陶磁器製造の環境負荷を定量化し， $\mathrm{CO}_{2}$ 排出量を表示した陶磁器製品の普及と県内企業との共同研究による新商品開発を目指します。

2 温室効果ガスの吸収作用の保全と強化
（1）間伐等の森林整備の推進 〔森林整備室〕
地球温暖化防止森林吸収源対策に寄与するため，搬出間伐を中心とし た森林整備を推進します。

> 平成26年度間伐予定面積 2,580ha
（2）漁場環境の改善 〔漁港漁場課〕

## －水産環境整備事業

磯焼け対策の取組において，海藻が着生するコンクリートブロック や自然石など着定基質を設置し，海藻類を移植するための母藻供給基地となる海藻バンクを整備します。

```
海藻バンクの整備:橘湾
```

3 地球温暖化への適応策
（1）病害虫発生予察費 〔農業経営課〕
主要作目の病害虫発生状況，農作物の生育状況を定期的に調査し，気象条件等をふまえながら病害虫による損害の発生を予測し，効率的かつ

効果的な防除を推進するため，農業関係指導機関や農業者に病害虫発生予察情報を提供します。
（2）環境保全型農業直接支援対策 〔農業経営課〕
化学肥料•化学合成農薬の使用量を通常の5割以上低減する取組に併 せてカバークロップ，堆肥の施用等の地球温暖化防止に効果のある取り組みを行う個々の農業者に対し支援を行います。
（3）土砂災害防止施設の推進 〔砂防課〕
異常気象による土石流，地すべり，がけ崩れ等の土砂災害から生命財産を守るため，土砂災害防止施設の整備を推進します。

土砂災害防止施設の整備：506戸保全予定
（4）地球温暖化適応策の検討〔未来環境推進課〕
地球温暖化による県内の将来的に予測される影響を分析し，温暖化対策（緩和策）を講じても回避できない地球温暖化の悪影響を，予防•抑制するための対策（適応策）を関係部局と連携して検討します。

第2節 広域的な環境污染対策の推進

1 オゾン層の保護対策の推進
（1）フロン対策の推進（再掲）〔未来環境推進課〕
平成14年度から冷凍空調機器・カーエアコンからのフロンの回収破壊 については，フロン回収•破壊法による回収ルートに移行しましたが， カーエアコンについては平成17年1月に自動車リサイクル法の施行に よる回収ルートに変更となりました。
また，平成19年10月から改正フロン回収•破壊法が施行され，より一層フロン回収の徹底を図るため，行程管理票制度の導入など，新たな規定が盛り込まれました。今後も，フロン回収の登録業者への指導及び廃棄者への啓発を継続して実施します。

なお，平成27年4月からは，フロン回収•破壊法の名称が「フロン類 の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に改められるとともに，管理者に対する規制が追加されるなど，製造•管理から充填•回収•処理までのライフサイクル全体を見据えた包括的な対策へと転換されます。

2 酸性雨対策の推進
（1）酸性雨モニタリング調査 〔環境政策課〕
県内の酸性雨の状況をモニタリング（監視）するとともに，都道府県 とも情報交換を行い，地球環境問題の一つとして取り組んでいる国の施策に協力します。

3 漂着ごみ・漂流油対策の推進
（1）漂着ごみ対策 〔廃棄物対策課，港湾課，漁港漁場課，農村整備課〕
長崎県海岸漂着物対策推計画に基づき，県及び市町が連携して漂着ご みの円滑な回収処理，発生抑制対策事業を実施するとともに，国に対し て中•長期的な取り組みを継続して行うために必要となる財政支援措置 や外国由来のごみ対策などについて要望を行います。

また，市町に対して回収処理費用，発生抑制対策費用の補助を実施し ます。
（2）漂流油による汚染対策 〔危機管理課，廃棄物対策課，資源管理課〕
漂流油による汚染の恐れが有る場合，「漂流油等による長崎県沿岸汚染対策要綱」に基づき，情報の収集や伝達を行うとともに，海上保安部 や関係市町，関係漁協などと連携して油の回収除去，被害状況•環境影響の調査を行います。
（3）漁業集落における海岸清掃活動等の取組に対する支援 〔漁政課〕
漁村の地域資源である漁場の生産力の再生•向上を図るために，国の交付金等を活用し，海岸清掃，水質維持保全，海底清掃などの保全活動 に対する支援を実施します。

4 環境保全のための国際協力の推進
（1）日韓海峡沿岸環境技術交流会議 〔未来環境推進課〕
九州北部3県，山口県及び韓国南岸1市3道の環境行政•研究所の関係者等による「日韓海峡沿岸環境技術交流協議会」を開催し，両地域間に おける環境に関する共同事業を展開します。

平成26年度からは，平成24年度•平成25年度に実施した「微小粒子状物質（PM2．5）に関する広域分布特性調査」について，高濃度時期に絞った調査を実施します。
（2）日韓海峡海岸漂着ごみ一斉清掃 〔廃棄物対策課〕
平成25年度に引き続き「日韓海峡海岸漂着ごみ一斉清掃」を実施しま

す。また，平成26年度にアジア・国際戦略の一環である「長崎県•釜山広域市海岸漂着物交流事業」を実施します。
（3）アジアの環境問題への貢献プロジェクト

> 〔グリーンニューディール推進室, 環境政策課〕

「アジア・国際戦略」の一環である「アジアの環境問題への貢献プロ ジェクト」の第1段階として，本県と友好関係にある福建省と締結した環境技術交流協定に基づき，環境政策や技術にかかる交流を推進します。

本県企業の環境・エネルギー製品•技術によるアジアへの環境貢献を果たしながら海外展開による新たな市場開拓を目指し，現地での市場規模や技術評価等の可能性調査を実施するとともに，新たな人脈形成によ る市場開拓を進め，県内企業の海外展開を実現します。

1 廃棄物の発生•排出抑制
（1）長崎県廃棄物処理計画の推進 〔廃棄物対策課〕
廃棄物の減量化やリサイクル，適正処理に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として，平成23年3月に策定した新たな「長崎県廃棄物処理計画」で定めた減量化等の目標達成に向けた取組みを推進します。
（2）ながさき環境県民会議 〔未来環境推進課〕
平成23年度に見直しを行った「ゴミゼロながさき実践計画」に基づき， ながさき環境県民会議において，県民•事業者•行政（県•市町）が互 いに協力し，それぞれの役割分担に応じた目標の実現に向けての取組み を更に推進します。

県としては，県庁が事業所として排出する廃棄物の減量化に取組むほ か，本計画に基づく県民•事業者の実践活動を支援するため，ごみに関 する現状や家庭ごみの減量化方法などの情報提供，マイ・バッグ・キャ ンペーンの展開，生ごみ減量化リーダーの活動支援などを行います。
（3）廃棄物の発生抑制とリサイクルの促進
〔末来環境推進課，廃棄物対策課〕 ア 一般廃棄物

A 一般廃棄物の発生•排出抑制 〔廃棄物対策課〕
一般廃棄物処理計画に基づく市町における廃棄物（し尿，ごみ等） の再資源化，減量化等の推進について調整•協力し，また，処理施設 の整備並びに同施設における廃棄物の適正処理について，市町等に対する指導，監督，助言を行います。
a 市町が行う一般廃棄物処理計画等の策定について助言を行いま す。
b 市町が行う一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設，し尿処理施設，最終処分場，リサイクルセンター等）の整備について助言を行いま す。
C 一般廃棄物処理施設の維持管理，適正処理について助言を行いま す。
d 処理困難廃棄物の適正処理対策について助言を行います。
e 市町の廃棄物担当職員等を対象に研修を行います。
f 平成26年度循環型社会形成推進交付金事業（継続事業を含む。）

| •施設整備に関する計画支援事業等 | 3件 |
| :--- | :--- |
| •高効率ごみ発電施設 | 1施設 |
| ・マテリアルリサイクル推進施設 | 1施設 |
| ・エネルギー回収推進施設 | 2施設 |
| •有機性廃棄物リサイクル推進施設 | 2施設 |
| •最終処分場 | 1 施設 |

B ごみ減量化•資源リサイクルの促進
〔未来環境推進課，廃棄物対策課〕地球環境の保全や天然資源の節約と最終処分場の延命化を図るた めに，以下の事業を通して，廃棄物の減量化とリサイクルを推進し ます。
a 生ごみの有効利用や，マイ・バッグ・キャンペーン等を通じ，減量化とリサイクルの意義に関する知識の普及と推進に向けた広報活動等を行います。
b 減量化とリサイクルを推進するために，市町等へ支援，助言を行 います。
c 容器包装リサイクル法，家電リサイクル法等，各種リサイクル関係法令の周知を行います。
d 今後発生量の増加が予測される溶融スラグについては，平成15年12月に策定した「長崎県溶融スラグ有効利用指針」により市町へ の助言を通じて利用促進を図ります。

## イ 産業廃棄物 〔廃棄物対策課，未来環境推進課〕

A 産業廃棄物の発生•排出抑制
a 排出事業者を対象として，産業廃棄物の発生•排出抑制に資する研修会を開催します。
b 多量排出事業所に対する処理計画の作成指導
産業廃棄物の年間排出量が1，OOOt（特別管理産業廃棄物につ いては50t）以上の多量排出事業者に対しては，廃棄物の処理及 び清掃に関する法律に定められた，「産業廃棄物処理計画」作成 の指導を行い，計画的な発生•排出抑制を指導します。

また，多量排出事業者を対象として，産業廃棄物の発生•排出抑制及び，再資源化率の向上を図る事を目的とした研修会を開催 します。
B リサイクル関係法令に基づく各種施策の推進下表のリサイクル関係法令に基づき，関係機関と一体となり各種 の施策を進めます。

- 資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）
- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
- 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）
- 国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（グリーン購入法）
- 使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）

C グリーン購入の促進
廃棄物の資源化を推進するためには，再生利用製品の安定的な需要が必要なため，県が率先して再生利用製品を活用し，特に公共工事にあっては重点的に活用を図るよう努めます。
D 家畜排泄物の適正な利用
家畜排泄物の管理の適正化及び利用促進のための措置を図ります。

2 廃棄物の再資源化の推進
（1）ながさき環境県民会議（再掲）〔未来環境推進課〕
平成23年度に見直しを行った「ゴミゼロながさき実践計画」に基づき， ながさき環境県民会議において，県民•事業者•行政（県•市町）が互 いに協力し，それぞれの役割分担に応じた目標の実現に向けての取組み を更に推進します。

県としては，県庁が事業所として排出する廃棄物の減量化に取組むほ か，本計画に基づく県民•事業者の実践活動を支援するため，ごみに関 する現状や家庭ごみの減量化方法などの情報提供，マイ・バッグ・キャ ンペーンの展開，生ごみ減量化リーダーの活動支援などを行います。
（2）廃棄物の発生抑制とリサイクルの促進
〔末来環境推進課，廃棄物対策課〕
ア 一般廃棄物
A ごみ減量化•資源リサイクルの促進地球環境の保全や天然資源の節約と最終処分場の延命化を図るた めに，以下の事業を通して，廃棄物の減量化とリサイクルを推進し ます。
a 生ごみの有効利用や，マイ・バッグ・キャンペーン等を通じ，減量化とリサイクルの意義に関する知識の普及と推進に向けた広報活動等を行います。
b ごみの減量化とリサイクルを推進するため，市町等へ支援，助言 を行います。
c 容器包装リサイクル法，家電リサイクル法等，各種リサイクル関係法令の周知を図ります。
d 今後発生量の増加が予測される溶融スラグについては，平成15年12月に策定した「長崎県溶融スラグ有効利用指針」により市町へ の助言を通じて利用促進を図ります。
1 産業廃棄物 〔未来環境推進課，廃棄物対策課〕
A リサイクル関係法令に基づく各種施策の推進
下表のリサイクル関係法令に基づき，関係機関と一体となり各種 の施策を推進します。

- 資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）
- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
- 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）
- 国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（グリーン購入法）
- 使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）

B グリーン購入の促進
廃棄物の資源化を推進するためには，再生利用製品の安定的な需要が必要なため，県が率先して再生利用製品を活用し，特に公共工事にあっては重点的に活用を図るよう努めます。

C 家畜排泄物の適正な利用
家畜排泄物の管理の適正化及び利用促進のための措置を図ります。
（3）リサイクルの実施 〔未来環境推進課〕
平成25年度長崎県環境物品等調達方針を策定し，グリーン購入の推進 に努めます。

長崎県リサイクル製品等認定制度に基づき，リサイクル製品等の認定 を行うとともに，認定リサイクル製品等の普及促進に努めます。
（4）家畜排せつ物の利用の促進に関する施策

## 〔畜産課〕

 ア ハード事業県単補助事業による家畜ふん尿処理及び堆肥流通施設•機械等の整備を行います。
（県単）施設整備数 1 か所
イ ソフト事業
県段階で県協議会，地域段階で振興局単位の地域協議会を開催し，県計画策定や堆肥需給情報の提供，堆肥コンクール等の開催等を行い，堆肥の生産技術の向上や利用促進を図ります。
（5）公共工事における建設廃棄物 〔建設企画課〕
建設リサイクル法に基づき，特定建設資材（アスファルトコンクリー ト，コンクリート，木材）を用いた対象建設工事の適正な分別解体や再資源化に努めます。
また，長崎県建設リサイクル公共工事アクションプログラムに基づき，公共工事における建設廃棄物の縮減と再資源化に努めます。

3 廃棄物の適正処理の推進
（1）一般廃棄物の適正処理の推進 〔廃棄物対策課〕
ア 一般廃棄物処理施設に対する指導等
A 焼却施設への立入検査（排ガス中のダイオキシン測定を含む。）を行い維持管理基準の順守状況を確認し，必要に応じ指導を行います。

B 最終処分場への立入検査を行い，不適正な内容が確認された場合，指導を行います。
C 「長崎県ごみ処理広域化計画」に基づく廃棄物処理施設の整備を市町等と協力しながら推進します。
（2）産業廃棄物の適正処理の推進 〔廃棄物対策課，農産園芸課〕
ア 処理施設の整備の促進
産業廃棄物処理施設の設置及び産業廃棄物処分業の許可について は，住民のコンセンサスの確保が最大の課題となっているため，産業廃棄物適正処理指導要綱及び廃棄物処理法の規定に基づき設置等に関わる事前協議及び許可を行うことにより，地元との円滑な調整を図 ります。
个 処理施設の安全性の確保
立入検査時における放流水（浸透水）や排ガス等の測定を通じて処理施設の安全性を確保します。

また，ダイオキシン類対策については，ダイオキシン類対策特別措置法に基づく各種施策と連携を図りつつ，排出量の削減対策を推進し ます。
ウ 監視，指導の強化
各県立保健所に廃棄物適正処理推進指導員を配置して処理業者へ の立入検査を強化し，不適正処理の未然防止，早期発見，早期指導に努めます。
工 産業廃棄物情報管理システムの運営
産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物に関する各種情報を一元化し，排出•処理の実態を的確に把握するとともに，「長崎県廃衰物処理計画」をはじめとする各種計画の基礎データとして活用することを目的 として，産業廃棄物情報管理システムを運営しています。
オ 園芸用廃プラスチックの排出抑制及び適正処理の推進
農業生産資材における園芸用廃プラスチックの排出抑制及び適正処理の推進のため，「園芸用等廃プラスチック適正処理推進対策協議会研修会」等を開催することで，関係者の意識向上と地域への情報提供を行い，回収率の維持を図ります。
（3）不法投棄対策等の推進 〔廃棄物対策課〕
ア 廃棄物の不法投棄や違法な焼却（野焼き）に対する監視体制の強化
A 各県立保健所に廃棄物適正処理推進指導員を配置し，不法投棄や野焼きの未然防止，早期発見，早期指導に努めます。
B 定期的にヘリコプターによる空域パトロールを実施します。
C 県，政令市，県警，海上保安部，（一社）長崎県産業廃棄物協会の関係機関が連携して不法投棄や野焼きの防止に努めます。

また，6月の環境月間には県下全市町を含めた関係機関が合同で陸•海•空域での監視パトロールを実施し，不法投棄や野焼き防止の啓発に努めます。
（4）PCB廃棄物の処理の推進〔廃棄物対策課〕
ア 長崎県ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）廃棄物処理計画 （以下「計画」という。）の推進

計画に即して，PCB廃棄物の早期かつ円滑な処理を推進するととも に，県内全てのPCB廃棄物が適正に処理されるまで，立入検査を実施 し，適正な保管の確保を指導します。
个 長崎県PCB廃棄物対策協議会（以下「協議会」という。）
協議会において，本県内に保管•使用されているPCBに関する情報 の共有，意見交換を行うことにより本県内PCB廃棄物の適正処理の推進を図ります。

## 第2節 大気環境の保全

1 大気汚染防止対策の推進
（1）環境監視 〔環境政策課〕
県民の健康を保護し，生活環境を保全するため，大気汚染防止法の規定に基づき，県内の大気汚染状況を監視します。

| 事業の概要 | －テレメータによる常時監視 <br> 環境基本法に基づき，二酸化硫黄，二酸化窒素，浮遊粒子状物質，一酸化炭素及び光化学オキシダント，微小粒子状物質の6物質について，環境基準の適合状況等の常時監視を行 います。 <br> －その他の環境監視 <br> 大気汚染防止法に規定された有害大気汚染物質のモニタリ ングをベンゼン，トリクロロエチレン等19物質について，県内8地点で実施します。 |
| :---: | :---: |

（2）工場監視指導 〔環境政策課〕
大気汚染防止法に基づき，工場•事業場から発生するばい煙，粉じん及び有害大気汚染物質等を規制することにより，人の健康を保護すると ともに，生活環境を保全します。

| 事業の概要 | 大気汚染防止法に規定されているばい䙳発生施設及びー般粉 <br> じん発生施設へ立入調査を行い，法で定められた基準が遵守さ <br> れるよう指導•監督を行います。 |
| :---: | :---: |

（3）アスベスト改修事業 〔建築課〕
飛散の恐れのあるアスベストの飛散を防止し，人の健康を保護します。


2 自動車排出ガス抑制対策の推進
（1）自動車排出ガスの抑制〔環境政策課，未来環境推進課〕
「長崎県自動車排出ガス対策推進協議会」を推進母体として，同協議会が採択した「環境運転宣言」＜不要なアイドリングはやめます $><$ 空 ぶかし，急発信はやめます＞＜むだな荷物は積みません＞を基に，自動車排出ガス対策を推進します。

また，低公害車の導入は，温暖化ガスである二酸化炭素の排出抑制に も繋がるため県庁舎に率先して低公害車を導入し，低公害車導入促進の輪を広めます。

さらに，長崎県未来環境条例に基づき，一定規模以上の駐車場設置者 に対し，利用者へのアイドリングストップの実施を呼びかけるよう義務 づけており，その推進を図ります。
（2）マイカー自粛，公共交通機関の利用促進
〔新幹線•総合交通対策課，未来環境推進課〕
長崎都市圏において，ゴールデン・ウィークの交通混雑緩和のため， ラジオによる広報等により，マイカー自粛，公共交通機関の利用促進の啓発に取組みます。

また，ながさき環境県民会議と合同で，毎月第2水曜日を県下一斉ノ ーマイカーデとして，国体•障がい者スポーツ大会期間中及び12月11日～17日を県下一斉ノーマイカー \＆エコドライブウィーク実施期間と定め運動を実施します。
（3）エコドライブ（省燃費運転）の推進 〔交通局（県営バス）〕
引き続き，環境保全，燃料消費量の削減，さらには車内事故防止を目的に，アイドリングストップ，惰力運転，穏やかな発進•停車などのエ コドライブを推進します。
（4）環境に配慮したまちづくり〔都市計画課〕
アJR長崎本線連続立体交差事業
鉄道の高架化により複数の踏切が一挙に除却されるため，道路交通 の円滑化が図られ，一旦停止や待ち時間のアイドリングが無くなるこ とで，二酸化炭素の発生量が削減します。

解消する踏切の数 4 箇所（長崎市松山町～尾上町）
（5）交通網の充実 〔道路建設課〕
引き続き，都市部の交通渋滞を解消•緩和し，交通の円滑化を図るため，道路ネットワークを充実させ渋滞している地域の交通量を減少させると ともに，ソフト対策についても関係機関と連携した取組みを進めます。

第3節 水環境の保全

1 海域，河川，湖沼等の水質保全対策の推進
（1）海域，河川，湖沼等の水質保全対策 〔環境政策課〕
水質測定計画に基づき，河川，海域等の公共用水域や地下水の水質測定を行います。また，水質污濁防止法や未来環境条例に基づき工場•事業場排水監視を徹底します。
県本土の中央部に位置し，本県の代表的な閉鎖性海域である大村湾に ついては，平成26年3月に策定した「第3期大村湾環境保全•活性化行動計画」に基づき，同計画の目標であるーみらいにつなぐ＂宝の海＂大村湾一づくりを目指し，各種施策に取組んでまいります。また，同じく閉鎖性海域である有明海については，「有明海及び八代海等を再生する ための特別措置に関する法律」及び「有明海及び惲湾の再生に関する長崎県計画」に基づき，生活排水対策重点地域の指定を行い，生活排水対策を推進することにより水質改善を図ります。
諫早湾においては，干拓事業に伴い営農の開始や自然干陸地の形成な と，新たに生まれた環境が根付き，地域住民はその環境を暖かく受け入 れています。平成24年度は，「第2期諫早湾干拓調整池水辺環境の保全 と創造のための行動計画」5か年に渡る事業の検証•評価を行い，その結果を基に各対策にかかる課題の整理を行い，次期行動計画の策定作業 を行ないましたが，事業設置者であり，水質保全対策の主たる立場であ る九州農政局が参画する姿勢を示さなかったことから，平成25年度は暫定的に第2期行動計画を延長しております。
これからも，調整池周辺については，同行動計画に基づき，国，県，市，市民団体等が実施する事業を適切に管理し，環境の監視を継続的に実施するとともに，関係機関との連携•協力を図り，調整池の恒久的な水質保全を図るとともに，新しく生じつつある水辺環境や生態系を県民 の皆さんと共に守り育み，自然豊かな水辺空間づくりを推進します。 また，島原半島における硝酸性窒素等による地下水汚染を改善するた め，具体的な対策と数値目標をまとめた「第2期島原半島窒素負荷低減計画」（平成23年2月策定）に基づき，計画に揭げた刘策の進行管理を行っていきます。
（2）漁場環境の改善 〔漁港漁場課〕
ア 水産環境整備事業
磯焼け対策の取組において，海藻が着生するコンクリートブロックや自然石など着定基質を設置し，海藻類を移植するための母藻供給基地と なる海澡バンクを整備します。

海藻バンクの整備：橘湾
（3）諫早湾周辺地域環境保全型農業推進事業 〔諫早湾干拓課〕
諫早湾周辺地域において化学肥料•化学農薬の使用量の削減等による環境保全型農業の現地実証を行うとともに，畑地の表土流出による水質負荷を削減するためカバークロップの導入を図るなど，環境と調和した農業の実践•定着を推進し，諫早湾干拓調整池の水質保全に寄与します。
（4）諫早湾干拓調整池の水質保全対策 〔農業経営課〕
「第2期諫早湾干拓調整池水辺環境の保全と創造のための行動計画」 にもとづき，カバークロップの推進や環境保全型農業直接支援対策の推進等を行い，諫早湾干拓調整池の水質保全対策に取組みます。
（5）島原半島窒素負荷低減対策 〔農業経営課〕
「第2期島原半島窒素負荷低減計画」にもとづきGAPの推進，環境保全型農業直接支援対策による支援を活用した特別栽培の推進等を行い，環境負荷の軽減に配慮した環境保全型農業の推進を行います。
（6）水源地域整備事業 〔森林整備室〕
近年の森林生産活動の長期的停滞により，水源のかん養等の森林がも つ公益的機能の低下した森林において，水資源確保上重要な水源森林の整備を推進します。

平成26年度水源地域整備事業実施予定 2か所
（7）赤潮被害防除技術の研究開発 〔漁政課〕
有害赤潮による養殖魚のへい死を防ぐために，有害赤潮プランクトン の発生が多発する海域や大きな漁業被害を出した海域の調査を行ない，調査海域で有害赤潮が発生する特性を把握するとともに，海域の現場調査，有害赤潮の動態予測手法の検討，有効な防除方法の検討を行います。

2 生活排水対策の推進
（1）生活排水対策重点地域 〔環境政策課〕
諫早湾流域，有明海及び橘湾流域の生活排水対策重点地域指定を受け

た市が行う生活排水対策啓発事業に対し，技術支援や財政支援を行いま す。

重点地域に指定された地元市町は，自ら策定した「生活排水対策推進計画」に基づき，下水道や浄化槽等の整備を図り，あわせて住民に対し家庭排水の汚濁対策を啓発，実践することとなります。

今後，関係市（長崎市，諫早市，雲仙市，南島原市の一部）が実施す る生活排水対策啓発事業を支援していきます。
（2）漁業集落排水事業の整備 〔漁港漁場課〕
諌早市の1地区，壱岐市の1地区で漁業集落排水施設の整備を実施し ています。
県では実施市町に対して，一定の交付金を交付し，事業の推進を支援 します。
（3）汚水処理施設の整備 〔水環境対策課〕
公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため，市町事業に対し，長崎県汚水処理総合交付金等の支援を行います。

| 対象事業 | 平成29年度までに新規に事業着手する地区（処理区）の公共下水道，農業•漁業集落排水施設，コミュニティ・プラント，浄化槽（市町村設置型） |
| :---: | :---: |
| 対象市町 | ①生活排水対策重点地域を有する市町 （2）離島を有する市町 |
| 費用負担 | 要件により，国庫補助金等対象事業費の5又は10\％を交付し ます。 |
| 交付期間 | 交付対象事業に着手した年度から5年間交付します。 |

（4）浄化槽の整備 〔水環境対策課〕
ア 浄化槽の適正な維持管理に関する指導の徹底
浄化槽の管理者による適正な維持管理の実施，浄化槽保守点検業者 の登録，（一財）長崎県浄化槽協会による法定検査の適正実施等，「浄化槽法」に基づく浄化槽の設置•保守点検等の適正な運用を図り，生活環境や海，川などの水質環境の保全に努めます。
1 浄化槽の設置の推進
公共用水域等の水質環境の保全に寄与するために，市町と連携しな がら浄化槽設置補助事業を適切に運用し，生活雑排水を併せて処理す る浄化槽の計画的な整備を図ります。
（5）汚水処理施設整備の推進〔水環境対策課〕
汚水処理施設の効率的な整備を進めるために策定した「長崎県汚水処理構想2012」に基づき，整備が図られるよう啓発活動等を行います。
（6）諫早湾干拓事業関連水質保全緊急対策資金利子助成事業
〔諫早湾干拓課〕
諫早湾干拓調整池流域における農業集落排水施設への接続を促進す ることにより，調整池の水質保全を図ります。

| 事業対象地域 | 諫早湾干拓調整池流域で，農業集落排水事業が供用開始 される地域です。 |
| :---: | :---: |
| 対 象 事 業 | 農業集落排水事業にかかる加入者の接続費用等の借入資金に対する利子助成事業です。 |
| 貸付対象経費 | 農林漁業金融公庫資金：分担金，屋内外配管工事，トイ し等の改造費 |
| 費 用 負 担 | 市が行う利子助成に対し，県がその1／2を助成します。 |

3 工場•事業場等排水対策の推進 〔環境政策課〕

水質污濁防止法や未来環境条例に基づく排水基準が適用されない工場•事業場等の排水監視等の指導を強化し，公害防止体制の整備の促進也自主管理 の徹底に努めます。

4 水の循環利用
（1）雨水•再生水の利用〔水環境対策課〕
水の循環利用，有効利用を推進するため，市町に対し雨水•再生水利用の公共用施設等への積極的な導入を依頼するとともに，県のホームペ ージなどを活用し，雨水•再生水利用の啓発等を行います。
（2）水源地域整備事業 〔森林整備室〕
近年の森林生産活動の長期的停滞により，水源のかん養等の森林がも つ公益的機能の低下した森林において，水資源確保上重要な水源森林の整備を推進します。

平成26年度水源地域整備事業実施予定 2か所
（3）環境保全林緊急整備 〔森林整備室〕
市町が公益的に重要と位置付ける森林やながさき水源の森，保安林等 のうち，荒廃した人工林を「ながさき森林環境税」を活用し整備を推進 します。

平成26年度環境保全緊急整備実施予定 80ha

第4節 土壌•地盤環境の保全

1 土壌環境の保全
（1）土壌汚染の実態把握•研究調査 〔環境政策課〕
地下水モニタリング体制の充実等により土壌汚染の実態把握に努め るとともに，「ダイオキシン類特別措置法」に基づき，ダイオキシン類 による土壌汚染の実態を把握するための環境監視を実施します。
（2）土壌汚染対策法への対応〔環境政策課〕
平成22年4月に施行された改正土壌汚染対策法では，一定規模以上の土地の形質変更時の事前届出等，土壌汚染状況把握のための制度拡充，規制対象区域の分類（要措置区域及び形質変更時要届出区域）等による講ずべき措置の内容の明確化及び搬出土壌の適正な処理を推進するため の汚染土壌処理業の創設等が盛り込まれています。

今後は，県内において汚染土壌が判明した場合，土壌污染対策法に基 づく適正な対応を図り，汚染土壌の除去等を推進します。
（3）人と環境にやさしい農業対策事業 〔農業経営課〕
環境保全，農産物の安全性向上及び農業従事者等の健康維持•増進を図るため，「長崎県版GAP」を推進します。
（4）農業生産工程管理（GAP）の推進 〔農業経営課〕
環境保全，農産物の安全性の向上及び農業従事者等の健康維持•増進 を図るため，長崎県版GAPを推進します。
（5）島原半島窒素負荷低減対策 〔農業経営課〕
「第2期島原半島窒素負荷低減計画」に基づき環境保全型農業を推進 するとともに，有機物を活用した窒素負荷低減対策技術開発のための試験等を行います。

2 地盤環境の保全 〔環境政策課，水環境対策課〕

諫早市の地下水位調査結果を注意深く見守るとともに，必要に応じ代替用水の確保を推進します。

第5節 騒音•振動•悪臭対策の推進

1 騒音•振動•悪臭対策の推進
（1）環境調査等 〔環境政策課〕
環境基本法，騒音規制法，振動規制法，悪臭防止法の規定に基づき，騒音に係る環境基準の類型指定及び騒音，振動，悪臭に係る規制地域又 は規制基準を定め，また，市町が行う騒音等の監視測定業務の調整等を行います。

| 事業の概要 | －騒音に係る環境基準の類型指定及び騒音，振動，悪臭に係る規制地域の新規指定及び見直しを市町の意向もふまえて実施 します。 <br> －騒音，振動，悪臭の規制等に係る事務及び測定等の調整等を実施します。 |
| :---: | :---: |

（2）自動車騒音常時監視 〔環境政策課〕
県内の騒音に係る環境基準類型指定地域内の国，県道及び一部町道の交通騒音，交通量等の常時監視を行い，騒音に係る環境基準の達成状況 の評価を行います。

| 事業の概要 | －評価を行うために次の基礎資料を作成します。 <br> 県内測定地点13地点（毎年2～3地点ずつ実施） <br> －上記の基礎資料を使って，環境基準超過戸数及び割合を計算 し，道路に面する地域の評価を行います。 |
| :---: | :---: |

（3）公害監視設備整備 〔環境政策課〕 ア 事業の目的

公害監視及び公共用水域等の汚濁状況を調査するために必要な測定機器の整備を図ります。

（4）道路における騒音 〔道路建設課，道路維持課〕
幹線道路については，沿道の土地利用等を勘案し，低騒音舗装を施工
して，沿道環境対策を行います。
－一般国道207号他7箇所

第6節 化学物質の環境リスク対策の推進

1 化学物質の適正管理 〔環境政策課〕
「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR法）」に基づく届出について，今後とも届出漏れがないよう事

業者に対する啓発•指導に努めます。

2 内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）等に関する対策の推進
〔環境政策課〕
環境省はこれまで，環境ホルモン戦略計画「SPEED＇98」に基づいて対応 を行ってきましたが，これまでの調査結果を踏まえて，今後 野生生物の観察，環境中濃度の実態把握及び暴露測定，基盤的研究の推進，影響評価，リ スク評価，リスク管理，情報提供とリスクコミュニケーションの推進を柱と した「ExTEND2005」を平成17年3月に策定し，新しい視点から環境ホル モン問題へ対応していくこととしました。本県も環境省と連携を図りつつ環境ホルモン問題に取組んでいきます。

3 ダイオキシン類削減対策の推進 〔環境政策課〕
（1）ダイオキシン類の常時監視
関係機関と協力して大気，水質，底質，土壌等の調査を継続し，県内 におけるダイオキシン類による環境汚染状況を監視します。
（2）ダイオキシン類の排出削減対策
廃棄物焼却炉等の特定施設からの排出ガスや排出水中のダイオキシ ン類濃度を測定し，排出基準の順守状況を確認するとともに，施設の管理等必要な指導を行います。
（3）事業者による自主測定及び測定結果報告の徹底
ダイオキシン類対策特別措置法に基づき，事業者による自主測定及び測定結果の報告を徹底し，事業者自らダイオキシン類の排出状況を確認 するよう指導します。
（4）ダイオキシン類に関する情報の提供
県内で実施された常時監視結果，立入検査結果及び特定施設設置者に よる自主測定結果等について公表し，県民に情報の提供を行います。

## 第3章 人と自然とが共生する快適な環境づくり

## 第1節 生物多様性の保全

1 自然環境の監視•調査研究の推進
（1）生物多様性保全のための各種施策の推進〔自然環境課〕
ア 長崎県生物多様性保全戦略の見直し
本戦略は平成21年3月に策定しているが，策定後5年が経過したこ とから，次期行動計画の策定も含め見直しを実施する。

个 希少野生動植物の生息•生育状況調査
平成22年度に改定した長崎県しッドリスト掲載種を中心に，継続し て生息•生育状況の把握が必要な種と地域について，各分類群の専門家の協力により希少野生動植物モニタリング調査を行います。
ウ 県自然環境保全地域等の指定のための調査
指定候補となっている地区について，保全対象となる動植物の専門家や職員による現地調査を実施し，指定候補地の範囲等を検討します。
エ ガン・カモ類の調査
環境省の呼びかけにより全国の都道府県で継続実施されているガ ン・カモ類の生息調査については，県内45の調査地点において1月15日を中心とした時期に調査を行います。

オ ツシマヤマネコの生息状況モニタリング調査
長崎県の対馬にのみ生息し，絶滅が心配されているツシマヤマネコ の保護増殖事業については，環境省から委託を受けて生息状況調査や交通事故防止等の普及啓発，フンのDNA分析等を行います。
県単独事業としては，対馬野生生物保護センター内に県が設置して いる展示施設を管理するとともに，利用者に対してツシマヤマネコと対馬の自然についての解説を行います。また，環境省により，ツシマ ヤマネコの野生順化ステーションが対馬下島に整備されたことから，島の小中学生を対象とした体験学習や講演会などの普及啓発を実施し ます。
力 長崎県危険な外来生物対策協議会による情報共有及び対策の実施
関係行政機関により構成された協議会において最新の情報を共有 することにより，ゴケグモ類など危険な外来生物の県内への侵入の早期発見と迅速な対策実施に努めます。
（2）担当職員や既存制度の強化による自然環境の監視 〔自然環境課〕
職員や自然公園指導員等による自然公園等の巡視により，違反行為の防止や自然環境の現状把握に努めます。

2 野生動植物の保護，生態系の保全と再生

## （1）法令に基づく保全 〔自然環境課〕

各種法令により定められた指定地域について，当該法令に基づき適正な運用を図ります。また，最新の調查結果等に基づき，新たな地域の指定や見直しを検討します。
ア 県自然環境保全地域
長崎県未来環境条例に基づき指定されている15地域について，条例規定の運用により保全を図ります。
1 自然公園
自然公園法に基づき指定されている2国立公園•2国定公園と長崎県立自然公園条例に基づき指定されている6県立公園について，法•条例規定の運用により保護及び利用の増進を図ります。
ウ 鳥緟保護区
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき，第11次鳥獣保護事業計画に即して鳥獣保護区の更新及び鳥獣保護区特別保護地区 の再指定を行うとともに，既に指定されている鳥獣保護区等の管理を行います。
工 希少野生動植物種保存地域
末来環境条例に基づき指定されている希少野生動植物種と希少野生動植物種保存地域について普及啓発を図るとともに，新たな地域指定を進めます。
（2）野生鳥獣の保護管理 〔農山村刘策室〕

## ア 鳥獣保講費

野生鳥獣の保護と適正な管理を図るため，平成23年度に樹立した第 11次鳥獣保護事業計画（平成24年度～28年度）に基づき，鳥獣保護事業を推進します。

| 事業の概要 | －休朕区等の指定管理 <br> 休椫区，捕萑禁止区域等の指定と管理を行います。 <br> －狩朕鳥鯂の保護㢣殖を図るため，キジの放鳥（320羽）を行います。 |
| :---: | :---: |

ィ 狩朕取絃費
狩㧩と鳥獣保護との調整及び狩猟の適正化を推進する観点から，狩猟者の資質の向上及び秩序ある狩晟の確保を目的として，狩㧩の適正化を推進するため次の事業を実施します。
また，野生鳥単については，益害両面の習性をもつものが多いこと から，保護対策を進める一方，農林水産物に被害を及ぼすものについ ては，地域の農林水産業の保全と振興に資するため，適切な方法で防除，棲み分けを行うよう指導します。

| 事業の概要 | •狩猟免許試験•更新による免状交付及び登録 <br> •鳥獣の捕獲及び飼養に関する許認可 <br> •狩猟者の指導取締り <br> 狩猟者の講習の実施 <br> 狩絾期間中の取締りパトロール <br> •生息数の調整 |
| :---: | :--- |

ウ 野生鳥獣保護管理事業
A 事業の目的
深刻化しつつある野生鳥獣による農林被害に対処するため，被害防止対策として被害対策に取組む狩猟者を量的，質的に確保すると ともに，捕獲技術向上に取組み，野生鳥獣の管理（捕獲）体制強化 のための事業を実施します。
B 事業の概要
a 特定鳥獣保護管理計画の策定
シカによる農林被害が著しい対馬及び八郎岳周辺について，適正な個体数の保護管理計画のための特定計画を平成18年度に策定し，一部地域で狩猟におけるメスジカの捕獲制限を緩和してい ます。19年度以降，個体数の推移を把握するため，モ二タリング調査を実施しています。

また，農作物被害の増大を受け，イノシシの特定鳥獣保護管理計画を平成17年度に策定し，被害の減少を図るため，イノシシの捕獲を進めています。
b 野生鳥獣保護管理体制の強化
農林被害対策（有害鳥獣捕獲）に従事する捕獲従事者を量，質 の面から確保します。
（3）保護•保全のための事業 〔自然環境課〕

## ア 緑といきもの賑わい事業

A 事業の目的
長崎県生物多様性保全戦略に基づき，従来の緑化事業に加え，保全地域等の保全事業や希少野生動植物の保護増殖事業等を対象とし て，市町や民間団体を積極的に支援しながら，各主体が連携してよ りよい環境づくりを推進します。

B 事業の概要

| 事業主体 | 県，市町，民間団体（社会福祉法人，学校法人，NPO等） |
| :---: | :---: |
| 補 助 率 | - 市 町：2／3以内～1／3 以内 <br> - 民間団体：2／3以内 |
| $\begin{array}{lr}\text { 主 } & \text { な } \\ \text { 対象事 } & \text { 業 }\end{array}$ | －条例に基づく保全地域等の保全事業（湿地の保護，外来種の除去，草原の維持活動等） <br> - 希少野生動植物の保護増殖事業（希少種の生息生育地保護等） <br> - 生物の生息，生育空間の創出事業（ビオトープ等） <br> - 公共施設及び民間施設の緑化事業（修景緑化，屋上緑化，風景の維持改善） |

イ ふるさと自然再生事業
身近なふるさとの自然環境の保全，再生，活用を図るため，平成2 5年度に作成した生物多様性評価地図を活用し，県立自然公園等の自然環境の保全手法の見直しや，モデル事業の実施による地域性あふれ る自然環境の再生を推進します。
ウ 傷病鳥獣の救護事業
県民により保護された傷病鳥獣については，西海国立公園九十九島動植物園（レスキューセンター）及び（公益社団法人）長崎県獣医師会（野生動物救護センター）にて保護•治療を行い，回復後野生復帰 させます。

工 自然環境の監視
自然環境の保全及び動植物の保護の状況等の監視指導を行うため の自然環境監視員や鳥獣保護思想の普及啓発等を図るための鳥獣保護員を配置し，本県の自然環境を見守ります。
（4）保安林の指定〔林政課〕
水源のかん養や山地災害の防止機能等森林の公益的機能を確保する ために，重要な森林について保安林の指定を推進します。

```
平成26年度末保安林面積 49,34Oha
```

（5）藻場等の環境改善のための取組支援〔漁政課〕
漁村の地域資源である漁場の生産力の再生•向上を図るために，国の離島漁業再生支援交付金等を活用し，藻場，干潟の管理•改善活動に対 する支援を実施します。
（6）生物多様性の啓発 〔自然環境課〕
ア 生物多様性保全戦略推進事業
動物のぬいぐるみと動物生態写真により構成された展示セットの無料貸し出しや生物多様性保全戦略の見直しとあわせた長崎県の自然の紹介等を実施し，より幅広い生物多様性の啓発を推進します。

1 生物多様性モデル校
生物多様性保全に係る活動に取組んでいる，または取組む意欲があ る県内の小中学校をモデル校として指定し，活動を支援します。
ウ 野生鳥獣の保護思想の普及啓発
県民の野生生物に対する理解と保護意識を高めるために，県内の小中高生を対象とした，愛鳥週間ポスターコンクールを実施します。
（7）離島の漁業集落における藻場，干潟の管理•改善を行う取組みに対する支援 〔漁政課〕

漁村の地域資源である漁場の生産力の再生•向上を図るために，国の

離島漁業再生支援交付金等を活用し，藻場，干潟の管理•改善活動に対 する支援を実施します。

第2節 自然とのつながりの回復

1 自然とのふれあいの場の保全•整備
（1）自然公園制度等の運用〔自然環境課〕
ア 九州自然歩道整備事業
世界遺産暫定一覧表に記載された「長崎の教会群とキリスト教関連資産」を結ぶルート（下五島，上五島，平戸，佐世保）を九州自然歩道に加え，五島，平戸等の美しい自然とふれあいながら教会群 を巡ることのできる歩道の整備を行います。
（九州自然歩道•世界文化遺産教会群巡礼ルート整備事業（国，県））事業の概要平成26年度は，国事業で平戸市において園路，広場等の整備 を行います。
また，南島原市口之津港～佐世保市栗ノ木峠間の九州自然歩道儿ー トについて，標識等に老朽化や破損等が見られることや，沿線に新た な興味ポイントが出来ていることから，自然環境整備交付金を活用し，標識類の再整備を行います。
（九州自然歩道リニューアル整備事業（県））
事業の概要
平成26年度は，南島原市，雲仙市において標識類の整備を行います。

イ 自然公園清掃活動補助事業
国立公園の主要利用地域のうち，特に重点的に美化清掃活動を行う必要がある地区において，国，県，市町及び地元清掃活動団体が協力 して公園の美化清掃を行います。

| 事業の概要 | 清掃活動実施団体が行う清掃活動事業に必要な経費につい て県が補助します。この場合，実施団体は市町からさらに補助金または負担金を受け入れることが必要です。 |
| :---: | :---: |
| 清掃地区 | 雲仙地区，鹿子前地区，弓張岳地区，平戸地区，福江地区 |
| 実施団体 | - 雲仙天草国立公園：（一財）自然公園財団雲仙支部 <br> - 西海国立公園：長崎県自然公園協議会佐世保支部，平戸支部，福江支部 |

ウ 自然公園標識設置事業
自然公園の保護と適正な利用の増進を図るため，公園の各主要箇所 に標識を設置します。

| 事業の概要 | 主として木製の案内板•解説板•指導標を作成し設置します。 <br> －平成26年度事業：標識の新設•建替え <br> 壱岐対馬国定公園（壱岐市） |
| :---: | :---: |
| 今後の方針 | 県立自然公園，九州自然歩道，県自然環境保全地域において標識を新設するとともに，老朽化した標識の建て替え等を実施します。 |

（2）自然公園等利用施設の整備促進 〔自然環境課〕
ア 自然環境整備交付金
自然公園の利用の増進を図るため，国定公園及び長距離自然歩道 （国立公園及び国定公園区域外）において公園施設の整備拡充を図り ます。

| 事業の概要 | 交付金対象事業について，県又は市町が事業主体となり実施 します。 |
| :---: | :---: |
| 事業の経過 | 平成17年度から，国の三位一体改革により環境省の補助制度 が廃止されたことを受け，交付金制度を活用して県又は市町 が整備を行います。 |

## イ 県単独事業

A 自然公園総合整備事業
国の制度の変更を踏まえ，従来の国庫補助事業と自然公園等施設整備県費補助事業を一本化した「自然公園総合整備事業」により，施設のユニバーサルデザイン化，景観の改善•向上，誰もが利用し やすい施設への再整備に重点をおいた施設整備に取り組みます。

B 雲仙公園保全管理費
昭和9年，日本で最初の国立公園として指定された国立公園「雲仙」は，普賢岳や平成新山などの諸峰を中心に我が国屈指の火山景観を誇り，年間約230万人の人々が美しい自然景観を求めて訪れま す。

国立公園内の施設については，定期的な点検により維持管理を行 うとともに，宝原道路における改良工事の実施やその他公園施設の維持補修を行います。
（3）森林とのふれあい（長崎県民の森）
県民の森では指定管理者制度を導入し，森林の整備や施設の改修など を行い，安心•安全な森林とのふれあいの場の提供に努めます。

また，森林の癒し効果（森林セラピー）を利用した取組みについても推進していきます。
（4）グリーン・ツーリズムの推進〔農山村対策室〕
農山漁村の活性化を図るため，農林漁業や豊富な地場農林水産物等の地域特有の資源を活かした地域のグリーン・ツーリズムの取組に対して支援を行いました。
（5）都市と漁村の交流拡大，ブルー・ツーリズムの推進〔漁政課〕
漁村地域の特性•資源を活かした活力ある地域づくりを図るため，国 の離島漁業再生支援交付金等の諸制度を活用して，各地域が主体的に取組む観光等の他産業と連携した取組みに対する支援を実施します。

2 自然とのふれあいの機会の提供
（1）ガイド養成講座〔自然環境課〕
ア 国立公園「雲仙」指定80周年及び島原半島世界ジオパーク認定5周年記念行事

地元3市を中心に記念式典等の事業を実施し，地域のすばらしい自然や風土の特色を再発見し，それを守り伝えていく思想の普及に取り組みます。
1 島原半島ジオパークへの旅
地元の島原半島ジオパーク協議会が養成したジオパークガイドの実践の場として，ジオサイトを巡る観察ツアーを実施します。
（2）探鳥会 〔自然環境課〕
各地域の特徴ある自然とふれあうイベントとして，対馬探鳥会，雲仙探鳥会，冬鳥探鳥会（諫早湾中央干拓•大村森園海岸など）を開催しま す。
（3）森林とのふれあい（インタープリターとの連携）〔林政課〕
長崎県民の森で開催する自然観観察会，ネイチャーゲーム，木エクラ フト，オリエンテーリング及び星の観察会など，インタープリター（森 の案内人）と連携し，森林とのふれあう機会の提供に努め，森林に対す る県民意識の啓発を図ります。

$$
\text { イベント回数 } 75 \text { 回 }
$$

3 社会経済活動における適切な活用
（1）中山間地域等直接支払制度の実施〔農山村対策室〕
農業生産条件の不利な地域において，農道や用排水路の維持管理，適切な農用地の維持管理を含め，稲作等を主体とした農業生産活動等を行 います。また，水源のかん養，洪水防止と景観維持など，農山村地域の

多面的機能の維持•保全のための活動を支援します。
制度拡充により支援対象となった離島平地での協定面積拡大に取組ん でいます。
（2）農地•水保全管理支払 〔農山村対策室〕
農地•農業用水等の資源は，食料の安定供給や多面的機能の発揮の基盤となる社会共通資本であります。しかしながら，こうした資源は，過疎化•高齢化等の進行に伴う集落機能の低下によりまして，適切な保全管理が困難となってきております。

こうした状況を踏まえ，地域において農地•水•環境の良好な保全と その質的向上を図ることを通じて，地域の振興に資するため，地域ぐる みでの効果の高い「共同活動」と，施設の長寿命化に資する「向上活動」 を一体的かつ総合的に支援していきます。
（3）中山間ふるさと水と土保全対策 〔農山村対策室〕
保全活動に取組む地域リーダーの育成と都市と農村の交流促進のため PR活動を行います。
（4）森林整備事業等 〔森林整備室〕
森林の水土保全機能等公益的機能の維持増進を図るため，植栽，下刈 り，除伐，間伐等の森林整備を推進します。
特に，実施が遅れている間伐については，国庫補助事業やながさき森林環境税を活用しながら積極的に取組みます。
（5）漁場環境の改善 〔資源管理課，漁港漁場課〕
ア 水産環境整備事業
磯焼け対策の取組において，海藻が着生するコンクリートブロック や自然石など着定基質を設置し，海藻類を移植するための母藻供給基地となる海藻バンクを整備します。

海藻バンクの整備：橘湾
閉鎖的な内湾域等，漁場環境が悪化した海域で海底清掃，海底耕う ん等を行うことにより漁場環境の回復を図ります。

> 底質の改善: 樀湾 (海底清掃) , 有明海 (耕うん)

## 个 水産多面的機能発揮刘策事業

魚介類の産卵•生育場所であるとともに，漁場の環境保全維持機能 を持つ藻場•干潟等の維持回復•拡大を図るため，地域自らがその状況に応じた効果的な対策を検討し，活動する組織づくりに取組むとと もに，保全活動の支援を行います。
（6）漁場環境保全対策 〔資源管理課〕
漁場環境の長期的変化を把握するため，県下各地に調査地点を設け，水産業普及指導センターが水質•底質•藻場等の定期的な調査を行うと ともに，赤潮の発生等漁業被害のおそれがある場合は，適時調査を実施 し，漁業者に対し被害の防止や赤潮等発生時の緊急措置に対する指導等 を行います。
（7）生態系等に配慮した漁港施設の整備 〔漁港漁場課〕
建設する漁港施設を周辺の環境と調和させ，生物の生態系等に配慮し た構造とします。防波堤等の工事に使用する消波ブロック，被覆ブロッ クに藻類の着底基質等を設置し，藻場の回復を図ります。

平成26年度は5漁港において，生物の生態系等に配慮した漁港施設の整備を行います。
（8）海砂採取の際の水産資源保護と自然環境保全との調和 〔監理課〕
海砂採取の際の水産資源の保護と自然環境の保全との調和を図るため，海砂採取の許認可については，関係漁協等の同意書を添付させるととも に，関係市町長意見を尊重しています。

また，海砂採取の方法や採取する区域等についての規制を行っていま す。

さらに，採取量については県内の需要量に近づけるよう乘離幅を縮小 するという基本姿勢のもと，「海砂採取限度量に関する検討委員会」の提言を受け，平成21年度以降5か年間の年間採取限度量を次のとおり定 めています。

- 平成26～28年度 270 万m ${ }^{3}$
- 平成29～30年度 250 万m ${ }^{3}$
（9）良好な河川環境の整備と保全 〔河川課〕
ア 多自然川づくりの推進
河川改修事業においては，すべての箇所で多自然川づくりを行いま す。（県内30河川）
イ 河川愛護運動の支援
県民参加の地域づくり事業においては，河川愛護団体の登録やアダ プト制度の推進により，県民主体の河川愛護活動を支援しています。
（1 O）良好な海岸環境の整備と保全 〔港湾課〕
ア 県民の利用しやすい親水空間の確保
A 海岸環境整備事業
地域の海岸特性を踏まえた海岸環境の保全を図り，「安全な海岸」 とともに「自然とふれあい快適に利用できる海岸」の整備を行いま

す。
イ 海岸愛護運動の支援
A 県民参加の地域づくり事業
愛護団体（海岸•港湾•漁港）の登録制度の推進により，県民主体の海岸，港湾，漁港での愛護活動を支援します。
（11）海岸環境の整備 〔港湾課〕
ア 海岸環境整備事業
国土保全との調和を図りつつ，もって快適な海浜利用の増進に資す るため，適切な管理に務めます。
（12）ガイド養成講座 〔自然環境課〕
国立公園「雲仙」指定80周年及び島原半島世界ジオパーク認定5周年記念行事を実施する中で，地域の自然や風土の特色を「再発見」し，そ れを「守り」ながら，人々に「語り伝えて」いく思想の普及を図ります。

また，島原半島世界ジオパークにおいて，県民参加のジオサイトを巡
る観察ツアーを実施します。

第3節 快適な生活環境と歴史的環境の保全と創造

1 快適な生活環境の創造と美しいふるさとづくりの推進
（1）治水事業等による安全なまちづくりの推進 〔河川課，港湾課〕 ア 河川・ダム・海岸整備の推進

A 河川改修事業・ダム建設事業•海岸保全事業
気候変動の影響に伴い，洪水や高潮による浸水被害の拡大が懸念 されています。これらによる浸水被害を軽減するため，環境に配慮 した工法を用いながら河川・ダム・海岸の整備を行っており，河川改修事業・ダム建設事業や海岸保全事業により，自然環境の整備と保全を推進します。（県内30河川•2ダム・9海岸）
（2）土砂の流出抑制 〔砂防課〕
ア 砂防事業等
自然現象としての山腹等の浸食作用は絶えず進んでおり，この現象の うち人間生活に影響を及ぼすのが災害です。当課では，これらの土砂災害を防止•軽減するため砂防•地すべり・急傾斜事業を行っています。

| （平成26年度実施予定） |  |
| :--- | :--- |
| －砂防事業 | 37 箇所 |
| •地すへべり対策事業 | 21 箇所 |
| •急傾斜地崩壊対策事業 | 4O箇所 |

（3）民有林治山事業等の実施 〔森林整備室〕
森林の維持造成を通じて，山地に起因する災害から，生命•財産を守 るために，山地災害対策として，山地治山事業，水土保全治山事業，地 すべり防止事業等を実施します。

| （平成26年度実施予定） |  |
| :---: | :---: |
| －山地治山事業 | 24か所 |
| －山地災害総合減災事業 | 3か所 |
| －共生保安林整備事業 | 1か所 |
| －地すべり防止事業 | 7か所 |
| －水源地域整備事業 | 2か所 |
| －保安林整備事業 | 5か所 |

（4）無電柱化の推進 〔道路維持課〕
県が管理する市街地の幹線道路等において，無電柱化事業を行います。 －一般国道207号他7箇所
（5）都市における自然環境等の保全 〔都市計画課〕
ア 都市公園の整備社会資本整備総合交付金事業で都市公園の整備を進めます。
イ 緑の基本計画
昨年同様，市町における「緑の基本計画」の策定を指導します。
ウ 県民の緑化意識の高揚
「都市緑化月間」，「春の都市緑化推進運動」等に実施される関係市町の緑化行事を通じて，緑化思想の普及に努めます。
工 風致地区
良好な都市景観を維持する観点から適正な指導•監督を行います。 （平成27年4月1日から風致地区に関する権限は関係市に権限移譲さ れます。）
（6）花のある街かどづくり事業〔自然環境課〕
ア 事業の目的
JR用地の緑地維持管理により，「花のある街かどづくり」事業を実施します。
イ 事業の概要
「美しいふるさとづくり」を目指し，過去に植栽した緑地の適切な維持管理を行います。
－JR用地（借上）緑地維持管理
長崎市赤迫町地内，佐世保市大塔町地内
（7）緑といきもの賑わい事業（再掲）〔自然環境課〕
ア 事業の目的
長崎県生物多様性保全戦略に基づき，従来の緑化事業に加え，保全地域等の保全事業也希少野生動植物の保護増殖事業等を対象として，市町や民間団体を積極的に支援しながら，各主体が連携してよりよい環境づくりを推進します。
个 事業の概要

| 事業主体 | 県，市町，民間団体（社会福社法人，学校法人，NPO等） |
| :---: | :---: |
| 補 助 率 | - 市 町：2／3以内～1／3以内 <br> - 民間団体：2／3以内 |
| $\begin{array}{lr}\text { 主 } & \text { な } \\ \text { 対 } \\ \text { 象 } & \text { 事業 }\end{array}$ | －条例に基づく保全地域等の保全事業（湿地の保護，外来種 の除去，草原の維持活動等） <br> －希少野生動植物の保護増殖事業（希少種の生息生育地保護等） <br> - 生物の生息，生育空間の創出事業（ビオトープ等） <br> - 公共施設及び民間施設の緑化事業（修景緑化，屋上緑化，風景の維持改善） |

（8）県民の参加と協力によるまちづくり【都市計画課〕
良好な都市環境の形成には，都市計画に住民の意見を反映させる事が大切です。住民が積極的に都市計画に参加できるよう，都市計画提案，公聴会•説明会の開催，都市計画案の縦覧，意見書の提出等の手続きが制度化されており，住民との相互協力によるまちづくりが進められるよ う努めます。
（9）ごみの投げ捨て等防止重点地区等の指定〔未来環境推進課〕
末来環境条例に基づき指定した「ごみの投げ捨て等防止重点地区」，「喫煙禁止地区」及び「自動販売機設置届出地区」において，市町や地域住民とともに連携した環境美化の取組みを行います。
（1 O）屋外広告物に関する適正な規制誘導 〔都市計画課〕
これまで同様，違反広告物に対しては，屋外広告物法及び長崎県屋外広告物条例に基づき，「良好な景観の形成」，「風致の維持」「公衆へ の危害の防止」の観点から，適正な指導•監督を行っていきます。
また，地域の個性を活かした魅力的な広告景観形成を推進するため，広告景観モデル地区の指定を行います。
（11）県民参加の森林づくりの支援 〔林政課〕
森林に対する理解を深め県民参加の森林づくりを推進するため，森林 ボランティア等が実施する森林づくり活動を国の事業やながさき森林環境税を活用し支援します。

[^0]（12）森林の維持•保全

## 〔森林整備室〕

ア 育成林整備事業
森林の緑のダムとしての機能を高めるために，造林•保育•間伐等 を実施した方に助成を行います。

> | •森林整備 |
| :--- |

ィ ながさき森林環境保全事業
水源のかん養や県土の保全，その他森林が有する多面的かつ公益的機能を高めるために，「ながさき森林環境税」を活用し，手入れ不足 となっている水源の森の整備や間伐実施のための作業道開設等に対 する助成を行います。

```
•環境保全林緊急整備 80ha
```


（13）都市と漁村の交流拡大，ブルー・ツーリズムの推進 〔漁政課〕
漁村地域の特性•資源を活かした活力ある地域づくりを図るため，国 の離島漁業再生支援交付金等の諸制度を活用して，各地域が主体的に取組む観光等の他産業と連携した取組みに刘する支援を実施します。

2 歴史的環境の保全と創造
（1）美しい景観形成の推進 〔都市計画課〕
平成23年に施行した「美しい景観形成推進計画」に基づき，県内各地域の自然也歴史，文化，産業などを活かした個性的で魅力あるまちなみ景観の保全と創造を積極的に進めています。
県内市町が行う景観形成の取組みを積極的に支援するとともに，まち づくり景観資産の登録や専門家の派遣，複数の市町に跨る広域的な景観形成の推進や，景観法に基づく大規模建築物の規制を行うことで，より効果的な景観形成を推進し，県民が誇りと愛着を持つことができ，多く の観光客に訪れてもらえるような県土づくりを目指します。

## ア 活動サポート事業

住民と市町が協動して取組む影観まちづくり活動等を支援します。 （景観行政団体である市町に限ります。）

## 1 景観資産登録制度

個性的で魅力あるまちなみや建造物，樹木等を登録し，その内容を広く周知し，その保全活用を支援します。
ウ アドバイザー派遣制度
住民や市町，県の機関が美しい景観形成を目指した地域づくりや施設整備等を行う場合，あらかじめ登録した専門家を派遣し技術的な助言を行います。

工 大規模建築物等の規制•誘導
地域の景観形成に係る建築行為等への規制がない景観行政団体以外の市町の区域について，県が景観法を活用し，特に影響の大きい大規模なものに限り予防的な行為の規制•誘導を行います。

才 広域景観形成推進事業
本県を代表する広域的な景観について，関係者と連携し総合的な景観形成を行います。
（2）文化財調査管理 〔学芸文化課〕
所有者が行う指定文化財の保存修理等に要する経費の補助や長崎県文化財保護指導委員による指定文化財等の巡視を行い，所有者に対し文化財保護に関する指導•助言を行います。
（3）「伝え守ろう！わがまちの文化遺産」活用事業 〔学芸文化課〕
県民が文化財を守り，継承していく気運を醸成するため，地域の文化財に親しむ機会を提供する「長崎県の文化財公開月間」等の事業を行い ます。

第4章 県民•事業者•行政のパートナーシップによる環境づくり

第1節 環境教育•環境学習等の推進

1 学校等における環境教育•環境学習の推進
（1）総合的な学習の時間を中心とした体験的•実践的な環境教育の推進〔義務教育課•高校教育課〕
各学校が創意工夫した特色ある教育活動としての「総合的な学習の時間」を中心に，教科の内容として実施される環境教育との関連を図りな がら体験的•実践的な取組みの充実•推進を図ります。
（2）環境教育に関する教職員研修の充実 〔義務教育課•高校教育課〕 ア 県教育センター研修講座の開催

○ 環境教育入門研修講座
小•中•高•特別支援学校教員が，環境教育に関する知識•技能 について研修し，指導力向上を図るとともに，学校教育の中で実践 できる自然観察の手法や環境教育の在り方を探ります。
1 全国的な研修への参加
○環境教育リーダー研修基礎講座（環境省主催•文部科学省協力）
環境教育•環境学習を推進する人材を育成するために，基本的知識の習得と体験学習を重視した研修を行い，学校教育における指導者としての能力を養成します。県内における環境教育リーダーとな ることが期待される教員が参加します。
（3）地域に根ざした環境教育の推進
〔未来環境推進課，義務教育課，高校教育課〕
地域人材や専門家など外部講師の活用及び関係機関との連携による学校内外での環境教育に努めます。
（4）生物多様性モデル校 〔自然環境課〕
昭和42年度より設けられた愛鳥モデル校を廃止し，平成24年度より生物多樣性モデル校を指定し（小中学校10校以内），講師の派遣や物品 の配布により，生物多様性保全に関する普及•啓発を図ります。
（5）こどもエコクラブ 〔未来環境推進課〕
環境学習，環境保全活動を推進するため，こどもエコクラブの結成を促進し，活動を支持します。また，こどもエコクラブ活動が幅広く豊か に行われるように，環境学習機材を整備し貸し出します。

2 社会における環境教育•環境学習の推進
（1）環境アドバイザーの派遣 〔未来環境推進課〕
公民館や学校などが自主的に開催する研修会等を支援するため，「く らしと環境」，「自然環境」，「環境教育」などの5分野に環境アドバ イザーとして登録されている有識者•実践活動家などを講師として派遣 します。
なお，派遣に係る費用は，県が負担します。
（2）森林づくり活動の普及•啓発〔林政課〕
緑化推進運動ポスターの募集や緑の少年団活動の活性化を図ること で緑化の普及•啓発を図ります。
また，植樹や育樹活動を体験する森林ボランティアによるイベントの開催や活動の支援により，森林づくり活動の普及•啓発を図ります。

森林ボランティア登録団体活動参加者数 4，800人
（3）ガイド養成講座〔自然環境課〕
ア 国立公園「雲仙」指定80周年及び島原半島世界ジオパーク認定5周年記念行事

雲仙市や島原市を中心に記念式典等の事業を実施し，地域のすばら しい自然や風土の特色を再発見し，それを守り伝えていく思想の普及 に取り組みます。
1 島原半島ジオパークへの旅
地元の島原半島ジオパーク協議会が養成したジオパークガイドの実践の場として，ジオサイトを巡る観察ツアーを実施します。
（4）探鳥会 〔自然環境課〕
各地域の特徴ある自然とふれあうイベントとして，対馬探鳥会，雲仙探鳥会，冬鳥探鳥会（諫早湾中央干拓•大村森園海岸など）を開催します。
（5）イベントによる普及啓発（再掲）〔未来環境推進課〕
関係機関と連携し，環境月間の6月に長崎市浜の町アーケードで街頭 キャンペーンを開催するなどイベントを通して地球温暖化防止対策の普及啓発を行います。

第2節 自主的な環境保全行動の促進

1 県•市町の環境保全に向けた取組みの推進
（1）環境管理システムの運用 〔環境政策課〕
国際環境規格であるISO14001の基本理念を受け継ぎ，効率性と自律性を高め平成21年度から地方機関等を含めて全庁で運用している県庁 EMSを継続して運用していきます。また，同システムの改良を進めなが ら，県の事業に係る環境負荷について，継続的に低減に努めていきます。
（2）「県庁エコオフィスプラン」の実施 〔未来環境推進課〕
「県庁エコオフィスプラン」に基づく取組みを推進し，県の事務事業 に伴って排出される二酸化炭素の削減に取組みます。

2 県民の環境保全に向けた取組みの推進
（1）ながさき環境県民会議 〔未来環境推進課〕
ながさき環境県民会議において，「長崎県ストップ温暖化レインボー プラン」「ゴミゼロながさき実践計画」に基づき県民•事業者•行政（県•市町）が互いに協力し，それぞれの役割分担に応じた目標の実現に向け ての取組みを更に推進します。

県としては，県民•事業者の実践活動を支援するため，省エネ効果の「見える化」や，ごみに関する現状や家庭ごみの減量化方法などの情報提供，マイ・バッグ・キャンペーンの展開，生ごみ減量化リーダーの活動支援などを行います。
（2）県民ボランティア活動支援センターの管理運営 〔県民協働課〕
ボランティア活動に関する情報の収集及び提供，ボランティア活動に関する相談への助言，活動場所の提供を行います。

また，情報発信として，県民ボランティア活動支援センターの情報誌 を発行（年4回）し，メールマガジンを配信（月2回）します。

3 事業者の環境保全に向けた取組みの推進
（1）エコショップの認定〔未来環境推進課〕
環境に優しい事業活動の推進•拡大を図るため，エコショップ認定制度により，環境に優しい商品の販売や買い物袋持参の奨励，簡易包装の実施やトレイの回収などを行う小売り店舗の普及を図ります。
（2）優良団体の表彰 〔未来環境推進課〕
ごみの減量化やリサイクルの推進，環境美化に取組む団体を表彰し，各活動の促進を図り，広く周知することにより，県民•事業者の意識の高揚につなげ，ごみ減量化や環境美化を推進します。
（3）レジ袋有料化一斉行動に向けた取組み【未来環境推進課〕
レジ袋有料化を含む統一行動の実施について，行政，事業者，消費者団体等で協議を行います。
また，レジ袋有料化が可能な地域から実施し，取組みの定着を図りま す。

第3節 環境情報の収集，発信の強化

1 情報提供機会の拡大
（1）環境情報システムの整備 〔環境政策課〕
県内の大気，水質や生物などの環境情報を地図データとして整備し，環境アセスメントに役立てるほか，長崎県の環境について広く理解いた だくこととしています。平成26年度にシステムを構築し，その後，定期的にデータを更新することとしています。
（2）ながさきグリーンサポーターズクラブの運営〔未来環境推進課〕
県内の環境団体や学校，環境に興味がある県民等を対象として，平成2 6年度に県が創設した「ながさきグリーンサポーターズクラブ」の会員が，環境学習総合サイトとして平成26年度に県が新設した「環境活動eネット ながさき」を通じて，身近な環境保全活動の取組•環境活動情報•人材情報を発信し，県民が自由に検索•閲覧することにより，環境活動への参加 のきっかけづくりやネットワークづくりを推進します。
（3）各種団体への支援•連携の強化 〔未来環境推進課〕
ながさき環境県民会議や長崎県地球温暖化防止活動推進員の活動を支援するとともに，地球温暖化対策ネットワーク会議や市町が設置して いる地球温暖化対策協議会を活用し，活動の連携を図ります。

2 情報共有化の推進
（1）「ながさきの環境ホームページ」の整備•充実 〔環境政策課〕
引き続き，県民•事業者のニーズに応えるため，環境情報の収集など に努めるほか，わかりやすい内容となるよう工夫し，迅速な情報提供を行うため，「ながさきの環境ホームページ」の一層の整備•充実に努め ます。
（2）各種団体への支援•連携の強化（再掲）〔未来環境推進課〕
ながさき環境県民会議や長崎県地球温暖化防止活動推進員の活動を支援するとともに，地球温暖化対策ネットワーク会議や市町が設置して いる地球温暖化対策協議会を活用し，活動の連携を図ります。

1 適正な土地利用の推進
（1）土地利用基本計画 〔土地対策室〕
国土利用計画•長崎県計画（第四次）に基づき，行政内部の調整を行い総合的な見地から適正かつ合理的な土地利用を実施しています。

また，土地利用基本計画に沿った環境に配慮した土地利用の推進に努 めます。
（2）土地取引規制制度 〔土地対策室〕
土地取引を規制する制度として注視区域制度，監視区域制度及び規制区域制度があります。本県では，現在これらに該当する区域はありませ ん。

また，国土利用計画法では，取得した土地の利用目的が土地利用基本計画などに適合しているのかの審査を行うため，一定面積以上の土地取引に事後届出制度を実施しています。これらの計画に適合していない場合は，必要な助言，勧告，指導を実施しています。

2 調査研究•技術開発の推進，監視観測の充実
（1）調査研究•技術開発の推進
〔環境政策課，産業技術課，漁政課，農政課〕
関係部局の連携のもと，環境保健研究センター，工業技術センター，窯業技術センター，総合水産試験場，農林技術開発センターは，多様な ニーズに対応するため技術分野を融合した産学官連携によるプロジェク ト研究等を推進します。

5つの県研究機関が平成26年度に実施する環境関連の経常研究のテ ーマは次のとおりです。
（1）環境保健研究センター
－長崎県における微小粒子状物質（PM2．5）と健康影響に関する研究

- 大村湾におけるテラス型二枚貝生息場底質環境維持手法の検討
- 環境修復手法（貧酸素対策等）としての散気効果の検証
（2）工業技術センター
- 新規冷却法による高精細加工技術の開発
- 廃液等の処理•管理技術の高度化促進事業
（3）窯業技術センター
- 低炭素社会対応型陶磁器素材の開発
- ジオポリマーコンクリート製造技術の開発
- 産業廃棄物の有効活用技術の開発
- 使用済石膏型の再生処理による用途開発
（4）総合水産試験場
－環境変化に対応した藻類増養殖基盤技術開発
（5）農林技術開発センター
- 人工林資源の循環利用を可能にする技術の開発
- 施肥合理化技術の確立
- 気候温暖化に対応したカンキツ栽培技術の開発
- 温州ミカンにおける天敵利用技術の開発
- 低•未利用食品残さの高度化利用技術の開発
- 温暖地•暖地向け病害•線虫抵抗性，高品質，多収のバレイショ品種の育成
－加工適性が優れ青枯病抵抗性の暖地向け加工原料用バレイショ品種 の開発
（2）エネルギー・環境関連産業への支援〔グリーンニューディール推進室〕
資源循環•廃棄物問題，化学物質問題，地球の温暖化などの環境問題 に対応するため，環境•新エネルギー関連分野の産業技術の担う役割は大きいものがあります。

このため，環境•新エネルギー関連産業における県内中小企業者に対 して，事業化可能性調査や試作品の開発による技術開発，商品の販路拡大などの支援を実施します。
（3）放射能調査研究〔環境政策課〕
環境放射能水準調査（文部科学省の委託事業）を行います。
また，原子力潜水艦の寄港に伴う放射能調査等についても，文部科学省，佐世保市等で寄港の都度，毎回実施します。
玄海原子力発電所の原子力災害に備えるため，長崎県地域防災計画 （原子力災害対策編）に基づき，県内外の関係自治体等と共同で，原子力防災訓練を実施します。

3 環境配慮の推進
（1）環境アセスメント審査 〔環境政策課〕
環境影響評価法，長崎県環境影響評価条例で規定された対象事業につ いて，事業者が実施する環境影響評価を審査，指導するとともに，事業実施後に事業者が行う環境保全措置にかかる事後調査についても指導を

行います。
平成26年4月1日現在の審査•事前相談中の事業は，4件あります。

4 公害苦情と公害紛争等の適正処理
（1）公害苦情処理〔環境政策課〕
公害苦情の第一次的な処理は市町が行いますが，県立保健所からの技術的な助言•指導などにより，県と市町が連携して円滑な事務処理に努 めます。

また，公害の規模•内容から見て市町で処理することが困難な事案， 2以上の市町にまたがる事案，統一的な処理を必要とする事案などにつ いては，県が中心となって処理を行うこととしています。
（2）公害紛争処理〔環境政策課〕
公害に係る紛争については，公害紛争処理法に基づき委嘱している公害審査委員候補者による委員会を設置し，「あっせん」，「調停」等に より，迅速かつ適正な解決に努めます。

5 環境管理システムの適切な運用と普及の促進
（1）環境管理システムの運用 〔環境政策課〕
国際環境規格であるISO14001の基本理念を受け継ぎ，効率性と自律性を高め平成21年度から地方機関等を含めて全庁で運用している県庁 EMSを継続して運用していきます。

また，同システムの改良を進めながら，県の事業に係る環境負荷につ いて，継続的に低減に努めていきます。
（2）ISO14001の認証取得促進 〔産業振興課〕
ISO14001の認証取得を目指す県内の中小企業に対し，認証取得のた めの助成や研修会等の開催，コンサルタント斡旋を行います。

6 環境保全効果を促進させるための手立て
（1）ごみ処理の有料化，デポジット制度の導入等の検討
〔未来環境推進課〕
各市町等における，ごみ処理の有料化，各地域の実情に応じたデボジ ット制度の導入等経済的手法の導入について引き続き検討していきます。
（2）産業廃棄物税の活用〔未来環境推進課〕
循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出抑制，リサイクルの促進

その他適正な処理の推進を図るため，平成17年4月から九州各県（沖縄県は平成18年4月から）と同時に導入した「産業廃棄物税」については，税務部局と連携し，その円滑な運営を行うとともに，税収使途について も庁内関係部局で構成する「産業廃棄物税収活用プロジェクトチーム」 において具体的な税収活用事業の調整を図っていきます。
なお，プロジェクトチームでの検討•調整の結果，平成26年度は以下 のような事業を実施します。

〈長崎県における産業廃棄物税の税収使途事業（平成26年度）〉
○予算額計•••117，768千円
（1）廃液等の処理•管理技術の高度化促進事業（新規）

- 平成26年度予算額（当初：2，541千円）
- 県内製造業で用いられる薬品や排出される排斥等の処理，管理技術 の進化（最適化，高度化，新技術導入など）による廃液等の排出抑制を目的とする。
（2）リサイクル製品活用促進事業（継続）
- 平成26年度予算額（当初：1，113千円）
- リサイクル製品等の認定を行い，県事業における率先利用を図ると ともに県民への普及促進を図る。
（3）島原半島良質堆肥広域流通促進事業（継続）
- 平成26年度予算額（当初：15，000千円）
- 島原半島内の良質堆肥を半島外へ搬出を行う堆肥広域流通組織をモ デル的に育成することにより，島原地域における環境への負荷軽減 と堆肥の広域的な流通や利活用を促進する。
（4）未利用資源等肥料利活用促進対策（継続）
- 平成26年度予算額（当初：6，411千円）
- 廃菌床等の未利用資源や家畜糞を原材料とする堆肥の利活用を促進 し，産業廃棄物の削減及び環境保全型農業の進展を図る。
（5）エコフィード利活用畜産経営安定チャレンジ事業（継続）
- 平成26年度予算額（当初：12，010千円）
- 食品製造業から排出される食品残さの畜産飼料化による循環型社会構築の推進及び畜産農家における飼料費の低減を図る。
（6）FRP漁船廃船処理対策事業費（継続）
- 平成26年度予算額（当初：4，975千円）
- 廃FRP漁船の大量排出に対処するため，各地域の現状•課題等を調査，整理し，地域関係者の協議，廃船処理手法の比較検証に取組 み廃船処理対策を進める。
（7）普及運営費（継続）
- 平成26年度予算額（当初：4，454千円）
- 家畜賚を原材料とする堆肥の適切な施用推進，利活用を促進し，産

業廃棄物の削減を図る。
（8）再生砂による浅場づくり実証試験事業（新規）

- 平成26年度予算額（当初：15，045千円）
- 陶磁器くずや廃ガラス原料の再生砂を用いて，大村湾内に人工干潟 を造成し浄化能を評価する。
（9）使用済み石膏型の再生処理による用途開発（新規）
- 平成26年度予算額（当初：10，262千円）
- 県内陶磁器業界が抱える課題である使用済石膏型の適正処理及び再利用促進を目的に，使用済石膏型を土壌改良剤や石膏型材料として リサイクルする技術の確立とそれらの性能評価を実施する。
（10）産業廃棄物の有効活用技術の開発（新規）
- 平成26年度予算額（当初：3，048千円）
- 原子力発電所が停止する中，石炭火力発電所の稼働率が高くなって おり，増加する石炭灰（フライアッシュ）や県内採石業界が抱える未利用の採石屑などの産業廃棄物を有効活用する技術を開発する。
（111）バイオメタノールを活用したBDF製造技術の検討（新規）
- 平成26年度予算額（当初：2，934千円）
- 木くず等から製造されるバイオメタノールと温泉熱を使って，廃食用油を原料とするBDFの製造試験を行うとともに，副産物であるグ リセリンの利活用についても検討する。
（12）産業廃棄物排出事業者研修会（継続）
- 平成26年度予算額（当初：967千円）
- 産業廃棄物の排出事業者等に対し，適正処理などに関する認識を深 めるための研修会を開催する。
（13）廃棄物不適正処理対策事業（継続）
- 平成26年度予算額（当初：28，722千円）
- 産業廃棄物処理業者等に対する立入検査体制を強化するため，本土地区の4県立保健所に配置している産業廃棄物適正処理推進指導員 を10人増員配置する。
（14）政令市適正処理支援事業（継続）
- 平成26年度予算額（当初：6，000千円）
- 政令市が実施する産業廃棄物の適正処理推進を目的とした監視事業 について，専任職員1人（嘱託職員）の配置に必要な経費を補助す る。
（15）優良産業廃棄物処理業者育成事業（継続）
- 平成26年度予算額（当初：286千円）
- 優良産業廃棄物処理業者認定制度に基づく認定を受けるための研修会や講師派遣等を実施し，同制度の認定を受けた優良な県内産業廃棄物処理業者を多数育成することにより，県全体の産業廃棄物処理 の適正化を推進する。
（16ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進事業（新規）
- 平成26年度予算額（当初：1，000千円）
- PCB廃棄物の適正処理を推進するため，PCB特措法の未届業者，微量PCB廃棄保管事業者の掘り起こしを行い，処分に係る周知を行う。
（17園芸用等廃プラスチック適正処理に係るトラックスケール設置助成事
業（新規）
- 平成26年度予算額（当初：3，000千円）
- 各地域園芸用等廃プラスチック適正処理推進対策協議会において，可動式トラックスケールを導入し，小規模単位での回収体制を整備 し，効率的な廃プラスチックの回収を行う。
（3）長崎県版GAPの推進 〔農業経営課〕
環境保全，農産物の安全性の向上及び農業従事者等の健康維持•増進 を図るため，「長崎県版GAP」を推進します。

7 規制的措置の活用
（1）環境基準達成に向けた施策（再掲）〔環境政策課〕
閉鎖性海域である大村湾，長崎湾，佐世保湾，伊万里湾，有明海は，従来の環境基準の水域類型指定に加え，全窒素•全燐に係る水域類型指定も実施しており，CODやSSに加え，全窒素，全燐の水質常時監視を行っております。
また，湖沼として環境基準の水域類型指定している諫早湾干拓調整池 についても，水質常時監視を行うほか，工場からの排出水に対して上乗 せ排水規制を設定し，水域の水質保全にあたります。
（2）規制基準の見直し〔環境政策課〕
本明川流域における事業場への上乗せ排水基準が，3年間の猶予期間 を終え平成23年7月より適用されています。今後は，事業場からの排水 が基準を超過することがないように指導を継続していきます。
また，大村湾流域における横だし規制について，指定施設とする業態 の追加などを，引き続き検討していきます。
（3）法令に基づく保全（再掲）〔自然環境課〕
自然公園法，県立自然公園条例，未来環境条例，鳥獣保護法等を適正 に運用するとともに，最新の調査結果等に基づき，新たな地域の指定や見直しを検討します。
ア 県自然環境保全地域
未来環境条例に基づき指定されている15地域について，条例規定の

運用により保全を図ります。
1 自然公園
自然公園法に基づき指定されている2国立公園•2国定公園と長崎県立自然公園条例に基づき指定されている6県立公園について，法•条例規定の運用により保護及び利用の増進を図ります。
ウ 鳥獣保護区
鳥獣の保護及び狩繝の適正化に関する法律に基づき，第11次鳥獣保護事業計画に即して鳥獣保護区及び鳥獣保護区特別保護地区の指定•更新•再指定を行うとともに，既に指定されている鳥獣保護区等 の管理を行います。
工 希少野生動植物種保存地域
未来環境条例に基づき指定されている希少野生動植物種と希少野生動植物種保存地域について普及啓発を図るとともに，新たな地域指定を進めます。

第1節 地球環境保全の取組み

1 ゴミゼロながさきプロジェクト
（1）めざす姿
県民•事業者•行政等がそれぞれの役割を分担しながら，連携•協力 してゴミの「発生抑制」「再使用」「再生利用（リサイクル）」に取組 むとともに，発生•漂着したゴミについては適正な処理を進め，ゴミの ない資源循環型の長崎県「ゴミゼロながさき」を目指します。
（2）平成26年度の取組内容
○ 平成24年度を始期とする「ゴミゼロながさき実践計画」を策定した ことから，ながさき環境県民会議において，県民，事業者，消費者，地域活動団体などの各主体と連携•協力し，ゴミゼロながさき実践計画に基づく，各種取組を実践していきます。
○平成24年度から新たにゴミゼロ市町支援事業において，個別市町の支援を行います。
○ レジ袋有料化取組地域の拡大に向けてさらなる取組みを行います。
○ ごみの投げ捨て等防止重点地区等26地区の巡回指導を引き続き実施します。
○ 長崎県廃棄物対策連絡協議会を開催し，排出量削減及び再生利用率 の向上に向けた先進的な取組み事例を参考にし，各市町における今後 の施策展開について検討を行います。
○リサイクル認定製品の品質管理の徹底と普及促進を行います。
○ 市町における循環型社会形成推進交付金を活用したごみ処理施設の整備（H26年度 年間計画 10事業）
○ PCB廃棄物の全保管事業者に対する立入検査の実施し適正保管を徹底させるとともに，県有施設保管分を適正に処理します。（対象県有施設 14施設）
○ PCB廃棄物の未届事業者や事業者自身も未把握の微量PCB廃棄物の掘り起こしを行い，早急な処理対策を図ります。
○ 産業廃棄物処理業者に対する立入検査を実施し，不適正処理の未然防止を図ります。（目標3，400回）
○ 産業廃棄物排出事業者及び多量排出事業者を対象とした研修会•説明会を開催し，産業廃棄物の適正処理，排出抑制及びリサイクル推進 について周知を図ります。（年間計画260人）
○ 不法投棄•違法焼却未然防止のための定期的な巡回パトロールを実施します。（年間計画1，900回）

○ 「長崎県海岸漂着物対策推進計画」に基づき，国，市町，民間団体等と連携した海岸漂着物の回収処理や発生抑制対策及び国際協力事業を実施します。（発生抑制対策及び国際協力事業 年間計画6回）

2 ナガサキ・グリーンニューディール
（1）めざす姿
本県が持つ産業技術や豊かな自然環境を活かしながら，「産業振興，雇用創出」と「社会の低炭素化・グリーン化の実現」を同時に目指しま す。
（2）平成26年度の取組内容
次代を拓く環境・エネルギー産業を創出するために，平成24年度に策定した「ナガサキ・グリーンニューディール戦略プロジェクト」に掲げ る取組を中心に実施します。
○ エネルギー自立をめざす島「対馬プロジェクト」
対馬市と連携し，対馬島における再生可能エネルギーの導入拡大 や省エネの促進，化石燃料の削減等によりエネルギー自立を目指す ため，県内外企業と連携しながら離島における先進モデル創出を図 ります。国プロジェクトの獲得による蓄電池の整備やメガソーラー， バイオマス発電施設等の設置につなげます。
○ 地域資源活用モデル創出「西海プロジェクト」
西海市と連携し，半島の多様性を活かし地域が主体となって，西海地域における中小規模潮流発電モデル，太陽光エネルギーや木質 バイオマスの利活用モデル及び交流人口の拡大による里山の恵み活用モデルの創出を目指します。国プロジェクト等の活用により，潮流発電実証施設や木質バイオマス熱利用施設の整備，里山保全基金 の活用を図ります。
○次世代自動車社会実証推進「五島プロジェクト」
五島地域（久賀島）に，環境にやさしく少子高齢化時代の新たな移動手段として注目されている超小型モビリティの実証地域を形成 し，体験試乗会や通院，買い物といった生活場面でのモニタリング等を実施することにより，超小型 $\mathrm{E} V$ の認知度及び需要の拡大を図 ります。また，これにより把握した地域二ーズに対応する車両（部品を含む）の研究開発や製造への県内企業の参入を支援します。
○ 日本版EMEC推進「海洋フロンティアプロジェクト」
海洋エネルギーの実証フィールド（日本版EMEC）の誘致によ る海洋エネルギー分野の産業創出を目指し，本県の特性を活かした漁業と調和した長崎型の構想を策定し，国への提案を行います。実証フィールドの整備を核として，関連企業の進出や関連事業の創出

を実現します。
○ アジアへの環境貢献「海外展開支援プロジェクト」
本県企業の環境・エネルギー製品•技術によるアジアへの環境貢献を果たしながら海外展開による新たな市場開拓を目指し，現地で の市場規模や技術評価等の可能性調査を実施するとともに，新たな人脈形成による市場開拓を進め，県内企業の海外展開を実現します。
○ 地域力結集「長崎末来型エネルギー自給自足団地プロジェクト」
本県企業のスマートハウス関連産業の創出を目指し，スマートハ ウス関連製品のカタログ作成や県内スマートハウス関連製品の展示 を支援することにより，県内企業の販路拡大を実現します。

3 生物多様性保全プロジェクト
（1）めざす姿
本県は，地形の変化に富んだ豊かな自然環境に恵まれ，貴重な野生動植物が生息•生育するだけでなく，歴史や文化とも関わりのある多様な生態系が育まれています。人の生活や利用と密接な関係があり，私たち に多くの恵みを与えてくれる豊かな生物多様性を保全し，持続可能な利用を進めることにより，生物多様性の無限のつながりと無償の恵みを末来の世代に引き継いで行けるよう，自然と共生する社会の実現を目指し ます。
（2）平成26年度の取組内容
平成21年3月に策定した「長崎県生物多様性保全戦略」の見直しを行 います。

第2節 豊かな水環境の保全•創造の取組み

1 大村湾再生プロジェクト
（1）めざす姿
自然生態系と調和しつつ，多様な魚介類が生息し，人々が将来にわた り享受できる自然の恵み豊かな里海として，大村湾の保全と再生を図り ます。
（2）平成26年度の取組内容
○平成26年3月に策定した「第3期大村湾環境保全•活性化行動計画」に基づき，次の取り組みを実施します。
○ 第3期行動計画の重点施策のひとつである「貧酸素水塊，底質悪化

等への対策」として，エアレーション技術の実用化研究を実施します。 また，研究により得られた結果及びその検証•評価については，長崎大学の評価を受け 実用化に向けた手法を確立していきます。
○ 同じく第3期行動計画の重点施策のひとつである「生物の生息場の整備」として，産業廃棄物を処理することにより製品化された再生砂 を使った人工浅場を造成し，アサリと中心とした二枚貝の生息可能性調査を実施します。
○ 大村湾流域において公共下水道や浄化槽等の整備を推進し，大村湾流域の汚水処理人口普及率を高めることにより，負荷軽減に努めます。
○ 大村湾環境改善のための活動を行なう団体や個人の連携を図るため，大村湾環境ネットワーク活動にかかる発表会等を実施します。
○ 大村湾流域5市5町により設立された大村湾を活かしたまちづくり自治体ネットワークとの連携を図ります。
○ 大村湾の水質改善及び環境美化のため，大村湾浮遊ゴミ除去対策事業への補助を行います。

2 諫早湾環境対策プロジェクト
（1）めざす姿
諫早湾干拓調整池の恒久的な水質保全と，干拓事業により創出された調整池や自然干陸地を新たな地域資源として有効に活用するための水辺空間づくりを推進します。
（2）平成26年度の取組内容
平成20年3月に策定した「第2期諫早湾干拓調整池水辺環境の保全 と創造のための行動計画」に基づき次の取組みを実施します。

## ア 生活排水対策

－下水道•集合処理施設•合併浄化槽に係る整備事業の推進，生活排水対策支援
个 工業•事業場排水対策
－立入調査による監視指導
ウ 面源負荷削減対策
－環境保全型農業の推進（水田•畑地への施肥等の削減対策や裸地対策）
工 調整池及び調整池流入河川•水路の浄化対策
－河川整備（浚渫工事等）事業，アオコ回収処理事業，国庫委託事業
オ 環境保全•創造のための住民活動の推進
－ISEネットを中核とした環境活動の取組み（環境イベントや清掃活動の実施）

力 環境の監視•調査
－環境モニタリング調査など
キ 調整池の水質浄化対策抜本的改善策《新規事業》の提案•協議（九州農政局）
ク 作業部会による事業の精査•強化検討協議，水質等の状況把握

3 島原半島窒素負荷低減プロジェクト
（1）めざす姿
島原半島において，硝酸性窒素等による地下水の汚染による健康被害 を未然に防止し，かつ良質な地下水の保全を図るため，関係者（行政，事業者，住民）が地下水への負荷を減らす行動を実践していくことで，日常生活に欠かすことができない地下水資源を守り育てていきます。
（2）平成26年度の取組内容
○ 年2回の幹事会において平成23年2月に策定した「第2期島原半島窒素負荷低減計画」の進渉状況を検証しながら取組を進めていきます。
－第1回幹事会の開催（5月8日予定）
○ 第2回幹事会の開催（2月23日予定）


[^0]:    －平成26年度活動予定団体数 20団体

